

事務所通信

Progress

～進歩～

一期一会

26年 3月号(広告)

2014年 3月1日発行

税理士 三宅孝治 (中国税理士会 倉敷支部会員)

三宅税理士事務所

(有)シーエムエス

倉敷市中島 2370 番地 14

TEL 086-466-1255

FAX 086-466-1288

第82号

発行担当者：山本武史

あっという間に今年も二ヶ月が経過して、確定申告も折り返し地点となりました。2月は暖かかったり寒かったり、時には大雪が降ったりと不安定な天候でしたが、皆様お身体の具合はいかがでしょう？

さて、来月はいよいよ消費税(消費税及び地方消費税、以下同じ)が5%から8%に変更となります。そこで、消費税の仕組みについて一度確認しておきたいと思います。

～消費税の負担と納税の仕組み及び増税による影響～

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して、広く公平に課税されますが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています。

商品などの価格に上乗せされた消費税と地方消費税分は、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納めます。

《消費税及び地方消費税の負担と納付の流れ》

基本的に次のような取引があった場合には、最終負担者である消費者が負担した消費税が、それぞれの申告納税により納付が行わます。

製造業者	卸売業者	小売業者	消費者
売上げ 50,000	売上げ 70,000	売上げ 100,000	支払い総額 105,000
消費税① 2,500	消費税② 3,500	消費税③ 5,000	消費者が負担した消費税 5,000
納付税額・A ①＝ 2,500	納付税額・B ②－①＝ 1,000	納付税額・C ③－②＝ 1,500	A＋B＋C＝ 5,000 (単位:円)

図のような取引の場合、消費者が負担した消費税と、それぞれが納付した消費税が同額となり、製造業者・卸売業者・小売業者は消費税を受取ったり支払ったりはしていますが、消費税を負担している訳ではございませんので、仮に同じ取引を行う場合であっても、消費税が8%となった時に取引を行った場合では、次の計算のようになります。

H26.3/30売上 製造業者	H26.4/2売上 卸売業者	H26.4/10売上 小売業者	消費者
売上げ 50,000	売上げ 70,000	売上げ 100,000	支払い総額 108,000
消費税① 2,500	消費税② 5,600	消費税③ 8,000	消費者が負担した消費税 8,000
納付税額・A ①＝ 2,500	納付税額・B ②－①＝ 3,100	納付税額・C ③－②＝ 2,400	A＋B＋C＝ 8,000 (単位:円)

消費税が8%になった事により、納付税額は増加していますが、受取った消費税の納付を行っているだけです。消費税変更による負担はございません。ただし、上記取引のように申告時の納付税額が増加致しますので、受取った消費税を申告納付時までに残しておかないと、急に多額の納税額が発生し資金繰りに大きな影響を及ぼす可能性がございます。仮に3月決算法人が前年と同じような取引を行った場合には、平成27年3月決算時に納付する消費税は単純計算で1.6倍となりますので、毎月の月次決算書において未払消費税等として負債の部に表示される金額を別通帳に移しておいたり、納付時期に合わせて予定納付額が満期額となるような定期積金を行うなどして、納税準備をお願い致します。



左記の計算については、仕入消費税を全額控除することの出来る消費税課税事業者についての計算となりますので、消費税の納付が免除されている消費税免税事業者や消費税課税事業者であっても簡易課税制度を選択している事業者又は、課税売上割合が95%未満若しくは売上が5億円超の消費税課税事業者については、左記の計算とは異なり、仕入及び経費の支払等により支払われた消費税を控除出来ない、又は、一部控除する事が出来ない部分が発生する為、消費税の変更による負担は増加します。

point! 今月は確定申告期限となっております

確定申告期限は3月17日(消費税については3月31日)となっております。税金計算において納税者にとって有利な取扱いを受ける場合には、期限内に申告をする必要があるものや、複数の選択肢がある場合、正しい選択を行わないと税額が増えてしまう場合もございますのでご注意下さい。例えば次のようなものがございます。

1. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税(平成25年は700万円「省エネ等住宅は1,200万円」)
住宅を建築された場合、住宅ローンと父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた資金によって住宅を建築された場合に、住宅ローンについて住宅借入金等特別控除の申告は行っている場合、贈与税の申告を忘れているケースがあるようです。直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の特例の適用を受けるためには、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、非課税の特例の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書に一定の書類を添付して申告を行う必要がございます。この制度は申告期限が過ぎた場合には適用されませんので、お忘れの無いように申告をお願い致します。
2. 太陽光発電による雑所得の申告を忘れていませんか
1 か所から給与の支払を受けている人で、その給与について年末調整が完了している場合、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円以下の場合には所得税の確定申告は不要ですが、医療費控除や上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除を受ける等で確定申告を行う場合には、20万円以下であっても所得に含めて申告を行う必要がございます。太陽光発電による売電収入のある方は、売電収入からその収入を得る為に要した費用(太陽光発電設備の減価償却費等)を差引いた差額について所得に含める必要がある為、所得税額が増加する場合がございますのでご注意下さい。なお、20万円以下の場合の申告不要制度は所得税の制度ですのであわせてご注意下さい。



企業調査の依頼に、ご注意！！

「**㈱帝国データバンク**」「**㈱東京商工リサーチ**」によく似た会社名で、電話などによる企業調査の依頼があるようですが、2社以外からの調査依頼がありましたら、必ず三宅事務所までご連絡をお願いいたします。事前にトラブルなどを回避しましょう。

文責：三宅孝治

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision 今月の開催日は3月20日(木)です。
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に1度、当事務所にお越し頂き経営方針書を作成し、それを基に利益計画書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画書を作ってみませんか。

3月分のスケジュール

10	月	*2月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
17	月	*平成25年分の所得税及び復興特別所得税・贈与税の確定申告期限・納付期限
20	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
31	月	*1月決算法人の確定申告・納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
		*個人消費税の確定申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の4・10月決算法人)

Vision 開催予定日

開催日	対象者	申込期限
3月20日(木)	2・3・4・5月 決算法人様	3月14日(金)
4月10日(木)	3・4・5・6月 決算法人様	4月4日(金)
5月15日(木)	4・5・6・7月 決算法人様	5月9日(金)